

○南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱

平成27年4月21日
告示第69号

(趣旨)

第1条 この告示は、南アルプスユネスコエコパークの美しい良好な住環境の確保、人口減少対策、定住促進及び空き家バンク制度の活用・充実を図るため、空き家所有者及び定住希望者に対し、予算の範囲内において、住宅改修並びに家財道具等の片付け及び清掃に要する経費の一部を南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金(以下「補助金」という。)として交付するものとし、その交付に関しては、[南アルプス市補助金等交付規則\(平成15年南アルプス市規則第43号\)](#)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、[南アルプス市空き家バンク実施要綱\(平成19年南アルプス市告示第100号\)](#)において使用する用語の例によるほか、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 空き家改修事業 空き家の居住の用に供する部分の機能向上のために行う改修等をいう。
- (2) 空き家片付け事業 空き家に放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他の家財道具及び敷地内の樹木(当該空き家が供用住宅の場合にあっては、店舗部分に供されていたこれらのものを除く。)(以下「家財道具等」という。)の片付けをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、空き家バンクに登録した者で、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象者及びその属する世帯の全員に市税の滞納がない者
 - (2) 補助対象者間(所有者及び購入者又は所有者及び賃借者)の血縁関係が、3親等以内の親族でない者
 - (3) 補助金の交付の対象となる空き家([次条](#)において「補助対象物件」という。)に、補助金の交付を受けた日から5年以上定住する者又は5年以上空き家バンクに物件を登録する者
 - (4) この告示による補助金のうち同一の補助対象事業の補助金の交付を受けていない者
 - (5) 空き家の売買契約日又は賃貸借契約日から3年を経過していない者
- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、[南アルプス市過疎地域活性化促進補助金交付要綱\(平成31年南アルプス市告示第54号\)](#)に基づく空き家等片付け補助金の交付対象者は、空き家片付け事業の補助対象者としない。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業、経費及び額は、[次の表](#)のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	
空き家改修事業	補助対象物件の台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁及び下水道設備等の改修その他の住宅の機能向上のために行う修繕及び設備改善に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。	100万円を限度とする。
空き家片付け事業	補助対象物件の片付けに要する消耗品、燃料費、手数料、委託料、車両借上料及びハウスクリーニング料。ただし、産業廃棄物の処理費用は除く。		10万円を限度とする。
備考 補助金の対象となる事業は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。			

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該事業の着手前に、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付申請書([様式第1号](#))に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の概要が分かる書類
 - ア 空き家改修事業の場合は、事業計画書([様式第2号](#))
 - イ 空き家片付け事業の場合は、片付け前の対象物件の状況写真
- (2) 事業に要する経費が分かる書類
 - ア 空き家改修事業の場合は、工事の見積書の写し
 - イ 空き家片付け事業の場合は、経費の見積額及びその内訳が分かる書類

- (3) 誓約書(様式第3号)(対象物件の所有者が申請者の場合)
 - (4) 確認書(様式第4号)(対象物件の借借人が申請者の場合)
 - (5) 登記事項証明書等対象物件の所有者が確認できる書類
 - (6) 共有名義者同意書(様式第4号の2)又は共有名義者に係る誓約書(様式第4号の3)
 - (7) 市税納税証明書
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第6条 市長は、[前条](#)の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、[前項](#)の規定により補助金の交付の決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。
(変更等の承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、[第5条](#)に規定する申請事項に変更が生じたときは、その変更が軽微な場合を除き、速やかに南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付変更(中止)申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定により変更の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付決定変更(中止)通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。
(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は事業の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、南アルプス市空き家活用定住促進事業実績報告書(様式第8号)により[次の各号](#)に掲げる事業の区分に応じ、[当該各号](#)に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家改修事業
 - ア 補助金交付決定(変更決定)通知書の写し
 - イ 工事請負契約書の写し及び領収書の写し
 - ウ 改修内容が確認できる図面
 - エ 補助対象経費内訳書
 - オ 補助事業の成果が確認できる写真
 - カ 建築確認が必要な建築行為の場合は、建築確認検査済証の写し
 - キ 空き家バンクの登録完了書の写し
 - ク その他市長が必要と認める書類
- (2) 空き家片付け事業
 - ア 補助金交付決定(変更決定)通知書の写し
 - イ 片付けに要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
 - ウ 片付け後の補助対象空き家の状況写真
 - エ 空き家バンク登録完了証の写し
 - オ その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、[前条](#)の規定により実績報告書の提出のあったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金確定通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。
(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者は、[前条](#)の通知書を受けた日から起算して15日以内に南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金請求書(様式第10号)により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、[前項](#)の請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。
(権利譲渡の禁止)

第11条 交付決定者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
(補助金交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、交付決定者が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して又は不当に使用したと認められるとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) その他市長は交付決定の取消し又補助金の返還の必要があると認めるとき。

2 市長は、[前項](#)の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定（一部）取消通知書（[様式第11号](#)）により交付決定者に通知するものとする。
（補助金の返還）

第13条 交付決定者は、[前条](#)の規定により市長が補助金の返還を求めた場合で、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。この場合において、市長が返還を命ずる金額は、[次の表](#)に定めるとおりとする。

完成日からの経過年数	返還（納付）金額
1年未満	補助金確定額の100%
1年以上2年未満	補助金確定額の80%
2年以上3年未満	補助金確定額の60%
3年以上4年未満	補助金確定額の40%
4年以上5年未満	補助金確定額の20%

2 市長は、[前項](#)の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、返還金の全部又は一部を免除することができる。

（調査に対する協力）

第14条 交付決定者は、この告示による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力するものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに[第6条](#)の規定により交付決定のあったものは、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日告示第115号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日告示第54号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱第3条第5号の規定は、この告示の施行の日以後の申請に適用し、同日前の申請に係る補助対象者の要件については、なお従前の例による。

[様式第1号（第5条関係）](#)